

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成 15 年度 第 6 回 総合規制改革会議 議事録(非公式版)

1. 日時:平成 15 年 11 月 6 日(木)15:00～17:10
2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
3. 出席者:
 - (委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、神田秀樹、河野栄子、佐々木かをり、高原慶一郎、古河潤之助、村山利栄、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員
 - (政府)森元大臣政務官
 - (事務局)小平政策統括官、河野審議官、福井審議官、浅野間審議官、宮川事務室長、中山事務室次長
 - (関係団体等)下記議事次第参照

4. 議事次第

(1) 関係団体等ヒアリング

- 米国(在日米国大使館)
 - 在日米国大使館経済担当公使 マイケル・W・マハラック
 - 米国通商代表部代表補代理 ジョン・ニューファー
- EU(駐日欧州委員会代表部)
 - 駐日欧州委員会代表部大使 ベルンハルド・ツェプター
 - 副代表 ミヒャエル・ライテラー
 - 参事官・商務部部長 エリス・マシューズ
 - 参事官・広報部長 エティエンヌ・ロイター
 - 一等書記官 トマース・ネッケ
 - 一等書記官 フィリップ・デュポンティユ

(2) 各分野の検討状況の報告

(3) その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、定刻となりましたのでただいまから第6回総合規制改革会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、森元大臣政務官に御出席いただいております。ありがとうございます。

本日は、まだお集まりになっておりませんが、11名の委員が御出席の予定でございます。

本日の議事内容といたしましては、まず、前回に引き続きまして、関係団体からのヒアリングを行わせていただきます。これにつきましては公開で行います。

本日は米国からマハラック在日米国大使館経済担当公使並びにニューファーUSTR代表補代理にお出でいただいております。続きましてEU(欧州委員会)から、ツェプター駐日欧州委員会代表部大使、マシューズ参事官・商務部部長、ネッケ一等書記官、デュポンティユ一等書記官に御出席いただきまして、意見・要望の聴取を行いたいと存じております。

このヒアリングが終わりまして、次に、年末に取りまとめを予定しております第3次答申に向けました各ワーキンググループ(WG)における検討状況につきまして、原則として各主査からご報告と意見交換を行いたいと存じます。

このような予定で議事を進めさせていただきます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、規制改革全般に関する御意見・要望につきまして、米国からヒアリングをさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたように、マイケル・W・マハラック在日米国大使館経済担当公使、ジョン・ニューファーUSTR代表補代理の御出席をいただいております。御多忙のところありがとうございます。

大体 30 分で終わる予定にしておりますので 20 分程度で御説明をいただきまして、続きまして、10 分程度を質疑、意見交換の時間とさせていただきます。そのようによろしくお願ひ申し上げます。

(マハラック公使プレゼンテーション)
(ニューファー代理プレゼンテーション)

○宮内議長 どうもありがとうございました。すべて訳文がついておりますので、通訳していただく時間を節約いたしまして、ただいまの米国側からのプレゼンテーションに対しまして御質問、あるいは意見がございましたら、どうぞ委員の皆様から御発言いただきたいと思います。

○村山委員 4点あるのですが、まず、29 ページIV-B-3-a とIV-B-3-b についてですけれども、ここで例えば、44%まで拡大するとか 50%まで拡大すると書いてありますが、これは私が聞くのは恥ずかしいことだと思うのですが、今何%から 44%とか 50%になさろうとしているのが1つ目の質問です。

2つ目の質問は、34 ページの I-A で、「投資顧問や投資信託管理活動を規定する形の規則の枠組みの見直し、不整合や重複を排除する」と書いてあるのですが、これは投資顧問と投資信託はアセットマネジメント系だけではなくて、通常は例えば証券会社であったり銀行であっても、同じような規制が重複しているとか、監督機関が重複しているという問題が実際にあると思うのですが、なぜアセットマネジメントサイドの方にだけ限って要望を出していらっしゃるのかということに関して、もし簡単に御説明いただけるのでしたら聞いてみたいということがあります。

3つ目は、これはキュリオシティなのですが、税制等に関しての要望は別のところでは出されているのですか。

4つ目の質問は、先ほど特区のやり方が余りよくないというような御説明をなさっていたかと思うのですが、それに関して簡単にもう一回コメントをいただければと思います。

○マハラック公使 それでは、私の方は税制に関するコメントの方をお答えさせていただきます。おっしゃるとおり、これは規制に関する委員会であるということで、私どもは税制に関する質問は幾つかあるのですが、これは財務省同士が直接話をするということで、私どもはそれについてコメントすることは許されておりません。

(以下のマハラック公使、ニューファー代理と村上委員の質疑は通訳なしで行われた)

○ニューファー代理 ガスの自由化に関する御質問で、リテイルが 44%から 50%にまで引き上げてほしいということで、現状はどうなのかということですが、現在、ガスは 40%、2004 年までにそれを 44%に、2007 年までには 50%ということです。

電力市場の方にも非常に興味を持っておりまして、この方が現在は 28%自由化されているのですけれども、改革によってこれを 63%まで引き上げたいと考えております。

電力、ガスの市場に関しましては、確かに自由化されていることはされているのですが、市場に参入することが企業にとって魅力がない、したがってテクニカルな形では自由化されているけれど、まだ企業にとって有効的な市場とはなっていないということで、本当の競争が起こるためには、参入が起こるためには、まだ作業が残っているというのが我々の考えです。

資産運用に関する御質問ですけれども、私は自分の資産管理もよくできない感じですので、財務省の者が今日来ておりませんのでお答えすることができませんので、大使館を通じて後でお答えすることにしてよろしいでしょうか。

○宮内議長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。どうぞ佐々木委員。○佐々木委員 1つは、33 ページに栄養補助食品の自由化があるのですが、薬事法についてはほかに、ここに挙げている以外に日本の表示法は、アメリカと随分違ってとても厳しいと思うのですが、ほかに何かリクエストされているのでしょうか。

それから、具体的に起業を促進するアントレプレナーシップについては、私が見落としたのかもしれないのですが、コメントにはあったのですが、具体的に何か提案されているのでしょうか。

○マハラック公使 もっと詳細なお答えがあると思いますけれども、私の方から言わせていただきますと、モストークス、SIIを通じまして、薬事法の改革、殊に価格やいろいろな補償について、この 15 年間交渉してまいりました。第1点として、透明性を持ってほしい。現在それが無いということで、もっとオープンな形での話し合いが行われるべきということと、日本の薬あるいは医療機器に関しまして、その価格改革は日本はすごく遅れていると思いますが、それに対してどのような影響を与えるかということをもう少し考慮していただきたい。この2点があります。

○ニューファア代理 私どものコメントの中で承認期間をもっと短くしていただきたいということを言っております。日本では 24 カ月ぐらいかかり、アメリカはそれに対して1年ぐらいいです。日本でも規程上は 12 カ月以内となっているのですが、厚生労働省の方で何か質問があったときにこちらが答える時間は入らないということで、全体の時間をもう少し縮めて 12 カ月以内に全体が終わるようにしていただきたいという要望を出しております。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

○鈴木議長代理 マハラックさん、こんにちは。大変励ましをいただいております。ただ一言だけ言わせていただくと、医療機器の問題については前に、カテーテルとか心臓のペースメーカは、アメリカで 10 円のもの日本で 100 円と 10 倍高い、こういう議論をあなたにした。そうしたらインライティングで返事すると言ったけれど、今日まで私のところにはインライティングで答は来ておりませんけれども。

○マハラック公使 (通訳なし)

○鈴木議長代理 と言った気がするけれど……。

○マハラック公使 ごめんなさい。

○鈴木議長代理 いつも我々の活動に御理解と励ましは感謝しております。

○宮内議長 よろしゅうございますか。予定しております時間を過ぎてしまいました。今、鈴木議長代理も申しましたように、いつも我々の会議を大変評価していただいていることに感謝申し上げますが、今後も我々の活動に対しまして御理解、御協力を引き続きいただきたいと思っております。今日は非常に短い時間でございましたけれども、大変ありがとうございました。以上をもちまして、米国からのヒアリングを終わらせていただきます。

○マハラック公使 皆さん、本当にありがとうございました。

(米国関係者退室)

(EU関係者入室)

○宮内議長 それでは続けさせていただきます。

今日は大変お忙しいところをお出でいただきまして、引き続きましてヒアリングでございますが、欧州委員会から御意見をお伺いさせていただきます。

今日は御多用のところをおいでいただきまして、大変ありがとうございます。欧州委員会からは、ベルンハルト・ツェプター駐日欧州委員会代表部大使、ミハエル・ライター代表部副代表、エリス・マッシュューズ駐日欧州委員会代表部参事官商務部部長、エティエンヌ・ロイター駐日欧州委員会代表部参事官広報部長、トーマス・ネック駐日駐日欧州委員会代表部一等書記官、フィリップ・デュポンティユ駐日欧州委員会代表部一等書記官の御出席をいただいております。

引き続きまして、約 30 分程度で御説明と若干の質疑をさせていただくということで議事を進めていきたいと思っております。大変短い時間で恐縮でございますが、欧州委員会のお考えをできましたら 20 分程度でお話しいただければと思っております。コメントの部分で日本語の訳を頂戴しているところにつきましては、通訳を抜きまして英語でお話しいただくことにさせていただければと思っております。

○ツェプター大使 議長、委員の皆様、あらかじめそういう形で私どもの英文と和文の訳を御提供させていただきました。極めて有効に時間を使いますために、すべてを言及するのではございませんで、かいつまんで重要な点だけを私の英語のプレゼンテーションでも述べさせていただきます、十分な質疑応答の時間を後にとらせていただきたいと存じております。

(ツェプター大使プレゼンテーション)

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、日本語のテキストもございましたので、EUのお考えにつきましてもこのまま意見交換ということで、御質問あるいは御意見のある方はどうぞ御発言いただきたいと思っております。

○八代委員 質問というかコメントでございますが、おっしゃったように、対外直接投資と雇用の拡大、規制緩和と対外直接投資との関係が非常に重要であるということは我々も認識しておりまして、規制

改革会議では国際連携WGをつくっております。その主査の安居委員は今日は欠席されておりますが、私どもも参加しております、できる限りそういう形で外国企業のビジネスが日本で容易になることが日本の経済活性化の1つのかぎになるという認識で検討してきておりますので、その点だけ一言申し添えたいと思います。

○ツェプター大使 こちらから質問させていただきます。先ほどの私の冒頭のプレゼンテーションの際にも申し上げましたけれども、貴会議が将来的にどのような形で存続されるのかということに関して私も強い興味を持っております。皆様方のお仕事は、そういう意味で私も大変重要であると思っておりますし、その成果に関しては深い感銘を抱いているからでございます。このような対話は賢明であり有益であると考えますので、どういう形であれ存続してほしいと切に願う次第であります。選挙も近いわけですので、必ずしもお答えになりやすい質問ではないかもしれませんが、しかしこれは1つの政治的な考え方では賛成で、他では不賛成というようなものではなく、日本の経済全体を考えた場合にこのような規制改革の実現はひとえに必要なものであると私どもは感じている次第であります。いかがでしょうか。

○宮内議長 私個人の考えということでお聞きいただきたいと思うのですが、恐らく来年3月に終わるまでに、当会議といたしましても次の組織につきまして何か意見を申し上げられるような機会があるかもしれないと思いますが、現在の与党の政策、発表されておりますものを見ましても、当会議にさらに力をつけたような、行政改革も含めた推進母体をつくるということが書かれております。したがって、よほどのことがない限り来年以降も当会議、あるいはこれより強い力を持った推進母体がつくられることになるだろうというのが私の予想でございます。

あとでございますでしょうか。もしございませんでしたら、以上をもちまして、EU代表部から頂戴いたしました要望につきまして、私ども大いに参考にさせていただきたいと思っております。また、私どもの会議に対しまして大変深い御理解をいただいております。今後ともよろしく、我々の活動に対しまして御理解と御協力をちょうだいすることを期待させていただきたいと思っております。今日は御多忙のところをお出でいただきまして、ありがとうございました。

○ツェプター大使 議長、皆様、どうもありがとうございました。私どもにとって極めて重要であると考えておりますこの対話の場でございますから、私どもとして最大限の力を発揮して御支援し、また御協力をしてまいる所存でございます。本日は本当にありがとうございました。

(EU関係者退室)

(報道関係者退室)

○宮内議長 それでは、これからは内部の会議にさせていただきます。報道の方には御退室いただいております。

各WGにおける検討状況の報告に移らせていただきます。本件の進行といたしましては、便宜上各主査ごとに御説明いただくことといたしまして、御担当のWGが複数ある場合には、それぞれの検討状況をまとめて御説明いただきたいと思います。1つのWGにつきまして、時間の関係もございまして恐縮ですが、3～4分程度を目処にさせていただきます。したがって、2つの場合は7～8分をお願いできればと思います。

その上で、本日は時間の都合上、各主査からの御説明をすべてお聞きいただいた上で、一括して御意見を頂戴したり、質問をお受けすることにさせていただきたいと思っております。

順番といたしましては、アクションプラン実行WGにつきまして私から御説明させていただきまして、続きまして、奥谷委員、鈴木議長代理、神田委員、高原委員、八代委員、残り部分について事務局からお願いするというので、よろしく御願ひ申し上げます。

それでは私から、アクションプラン実行WGの活動状況につきまして御報告申し上げますが、これは皆さん全員参加ということでございますので、くたくだ申し上げることもございませませんが、ちょっと整理ということで二、三申し上げたいと思っております。

本年初めに、今まで全く動くことのなかった社会的規制、いわゆる官製市場と言われるものの改革を行うに当たりまして、限られた時間を最大限有効に使うため、最も難しいかつ最重要の事項と医療・福祉・教育・農業などから12項目選出いたしまして、アクションプランとして策定し、従来の手法と違ひまして、高度レベルでの折衝を行い政治的な採決も仰ぐなど、御承知のような経緯をたどりまして一

定の成果が得られたところでございます。後半に入りまして、これも御承知のとおりでございますが、アクションプランによる最重要課題での成果と同じようなものが得られるように、新たに新規に5項目を追加いたしました。また、既存の12事項につきましても、答申として取りまとめたとおり、当会議としての今後の課題という問題意識の上でさらなる深堀を行うべき活動しております。

現在、既に幾つかの事項については公開討論等を行い、徐々に問題の論点がかたまってきたところかと思っております。論点の整理を行い、新規5事項につき各省庁との折衝を行うことが現在の仕事であり、これにつきましては、原則会議主導の折衝を行い、具体的にはアクションプランWG主査という形で私、及び担当の主査または委員の皆様とで協力して行わせていただきます。論点の明確な12事項や新規5事項の中で合意のなかなか得られないものにつきましては、やはりハイレベルで折衝を行うことにもっていかざるを得ないと想定されます。必要に応じまして、大臣にも折衝をお願いすることを含めまして、今後の推移に従いまして検討することとしたいと思っております。

この12事項と新規5事項の合計17事項につきましては、すぐに解決できる問題ばかりではない難しいものばかりでございますが、もしこれが前向きに解決した場合は、どれも消費者あるいは利用者本位の生活に不可欠なものであり、恐らく社会的・経済的な影響は計り知れないといえますか、極めて大きなものに広がっていく可能性があり、そういう意味で必ず何としても実現していかなければならない課題ではないかと考えておるわけでございます。したがって、委員の皆様方に各御担当の部分とは離れまして、この17項目につきまして、ぜひもう一段の合意形成に御協力いただきたいと思っております。私からは以上でございます。

それでは奥谷委員、よろしくお願ひいたします。

○奥谷委員 教育・研究WGからの検討項目を御報告いたします。

まず第1番に、国立大学法人の民営化スケジュールの策定ということで、現在90近くある国立大学の存在すべてが必要であるかどうかということ、国立として存在させるためのミッションを明確化する必要があるのではないかと。また、幾つ残すのか、その他のものを私学同様にさせるのかどうか、そのためのスケジュールをどうするのかということ、これは大変大きな課題といえますか問題で、WGの中でもっと深堀をして検討する必要があるのではないかと、今ちょうどその最中です。ですから、国立大学法人の民営化にいかせるための政策といえますか、もう少し中での検討をやりたいと思っております。

次に、教育主体の多様化でコミュニティ・スクールの法制化。これは去年検討ということでもう結論に入っておりますので、それをフォローしていきたいということ。

次に、構成員、運営を含む私立学校審議会の見直しは、今4分の3以上が私学関係者が入っておりますので、そういうものを削除するか、または民間人を半分以上導入するかということのフォローをしていきたいと思っております。

借入金による大学・学部等の設置等の容認は、設立基準の中で私学は建物を建てる場合に自己資金ですべてやらなければならない。これを借入金で行う場合は増築の場合でないと借入金でしかないということになっておりますけれども、増築以外の部分でも借り入れできるのではないかと規制を外すということを今やっております。

次に、情報公開の促進ということで、消費者にとって学校法人における人件費などの詳細な財務情報の開示・促進の義務付け。学校法人会計の見直し、例えば企業会計を導入すること。また、大学における教育内容、受験情報、卒業生の進路状況等の開示促進、義務付け。大学以外の学校における情報公開の促進、義務付け。こういう情報公開の促進を置いています。

次に、認証評価制度の改善。複数の認証評価機関による競争が行われる環境の整備。現在、国立大学の場合は学位授与機構が一番力を持っている、その1つが認証の権限を持つのはおかしいのではないかと、もっと複数の認証機関があつて、そういうところで公平な競争が行われるような環境整備をするべきではないかという考えが出ております。

次に、加配教員制度の改善等。これも、加配増員について使用目的は制限されております。これは長野県等が出ておりますけれども、使用制限も自由裁量にさせて、例えば40人クラスのところを20人とか30人のクラスにしたいというときに、加配教員をそういうところに使ってもいいような、要するに学校サイドでの加配教員の自由裁量の使い方が今規制にかかっておりますけれども、それを撤廃してはどうかということです。

次に、教科書採択地区の町村単位の設定の容認。これは、むしろ学校単位というところまでいけばいいのですが、要するに今規制されている町村単位の部分がなくなっていないので、そこまでおとし込むのはどうかということの検討をしております。

次に、飛び入学(17歳未満の大学入学の容認)、飛び級制度の導入。今、年齢制限が18歳でないと大学に入れないということがありますがけれども、18歳という年齢を設ける必要性があるのかどうかということが1つの問題になっております。ですから、18歳という年齢制限を取り払うことによつての飛び級、飛び入学も可能になるのではないかとということです。

次に、国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得の容認。これは、研究成果、特許開発等はベンチャー企業との連携は今ではTLOを通してしかできないことになっておりますが、直接学校がベンチャーと一緒に株式取得をすることによつての研究開発費用を手に入れるといいますか、そして、よりよい研究成果を手に入れることの制限を取り払ってもらった方がいいのではないかとという案です。

最後に、競争的研究資金制度の改善は、研究費用の交付時期が遅過ぎるために、今いろいろな不正が行われておりますが、次に繰り入れするためにお金を残しておいて研究費用に充てる。そこで不正が起きてしまって問題になっておりますが、そういうことがないように、むしろ交付時期を早くして、あと研究費用に対してもいろいろな雑務があります。届け出も含めて何に使ったかなどの雑務からの開放。要するに研究するための費用は研究する人が研究に投入できるような、それ以外の雑務は別の形で誰かがやってくれるような制度の改善です。

以上が、教育・研究WGが課題となっている検討状況です。以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは鈴木議長代理、お願いいたします。

○鈴木議長代理 それでは、IT分野からお話しします。このITの分野は2年ほどお留守しまして、今年取り上げて、ヒアリングもそんなに進んでいない状況で、先回第1回ヒアリングを行いまして、2回です。12日には事業者団体から話を聞きます。

1つは、電波の有効利用の問題について考えております。これは、電波の周波数の配分について総務省において検討が進められていて、概ねそれはいわゆる新しい時代に即したものであると考えられますけれども、周波数の利用料が従来1局幾らという形ですから、携帯電話であっても、例えばNHKの発信周波数であっても、全く同じではありませんが、ほとんど差がない形になっている。その辺がそういうものであるのかどうかを検討しております。

先般もあれしたのですけれども、ITの問題を考えるとどうしてもNTTの問題にぶつからざるを得ないわけですね。NTTの凋落は、特に東西の地域、メタルの凋落は極めて顕著なものになってきているということがあり、これは当たり前のことで、マイラインが普及し、IP電話、携帯電話が出ておりますから。今の特殊会社のままでおいてやっていくというと、最後には銅線屋になってしまう。そして銅線屋になって、光ファイバーに本来変えていかなければいけないが、その体力がなくなっていくということが懸念されるわけです。それを打ち破るためには、もう何度提案したかわかりませんが、要するに今の4社、ドコモを入れて、その上にある持ち株会社。この持ち株会社は商法の持ち株会社ではなく、NTT法による持ち株会社であつて、会社を支配するのではなくて助言・勧告をするという極めて責任のあいまいなシステムなんですね。これを取り外して自由にやらせないで、今言ったようなものになって、光ファイバーをつくる体力もなくなっていくということが、NTTのためにも日本の通信のためにも心配されますが、この問題は実は3回やって、3回答申に書いて、3回ひっくり返されておりますので、私も仏の顔も3度というので、もう潰れていくものは潰れておきなさいという冷たい気持ちになりつつあるということで、これはなお議論をしなければいけない問題で、極めて重要な問題だと思っております。

次に医療・福祉WGですけれども、これは11回ほどやっておりまして、今年度の問題が、資料にいろいろ書いてありますが、これは1つのロジックでできているわけですし、とにかく紙ベースのレセプトで始まるあのシステムを変えなければ、医療の改革は一步も進まない。これは入り口であり、そして出口であると思っております。ですから、IT化、オンラインによつて保険者に対して請求書が回るシステムをつくるのがまず第1番であります。そして同時に、請求書は電子カルテにオリエントしてつくられるという仕組み。これが最も公正性を担保するわけですね。そうしますと、電子カルテの医療情報は蓄積されて、言うところのEBMが完成する。EBMが完成すれば、それによつて標準的な医療が確立する。標準的な医療が確立すれば、その値段が決まる。決まってきたら、要するに診療報酬体系の今の

出来高払いから包括払いの形にスムーズに行く。そうすることによって医療機関の競争関係や医療費の節減、その他本当の患者のニーズに適したものになっていく。この仕組みがあるに決まっているわけで、その入り口はIT化のレセプトのオンライン化にあると思います。

この間、韓国に出張して見てまいりましたが、韓国では80%以上の普及率でオンラインでやっています。みんなインターネットです。そして約7割以上のものは、一次審査は自動的にソフトで審査を完了して、残り3割の中にもさらにITによる審査を重ねていって、一々目で見るとは限られているのが現状であるわけです。こういう状況にならないと本当ではないと思っております。

また、我々は競争促進のために保険者機能の強化を言って、これはやられていますけれども、今問題なのは、各保険者に対して、レセプトは今紙のものですから配るわけにいかないわけですね。仕分けられない。オンラインでやるのであったらちょうどeメールが着くように、簡単に各保険者にいくわけですね。そういう問題がありますから、医療機関と保険者との契約があったときだけに直接審査が行われるということですから、この契約がなかったからできないわけですね。それは今のところはやむを得ないわけです。

という事柄ですから、オンラインをすることによって契約がなくて、要するに保険者が希望したときには自動的に保険者の審査に回る。そして保険者が個別契約もできるようにしていく。そのためにも必要なものなので、これは生命線であると思っておりますが、この議論に対して厚生労働省は決して後ろ向きではない。むしろ非常にやりたいと思っておりますけれども、こういうシステムは抵抗勢力が非常にありますから、それを打ち破ってやるということまでいけるのかどうか。

韓国では15日で支払う。そして、紙のものに対しては40日。これは今度60日にするそうで、そういうことで促進したそうですが、日本でこういう支払期限の短縮によって果たして目的を達するかというと、私はちょっと疑問です。ですから、アメが大切かもしれないけれど、これを促進するための、ムチとっては言葉が悪いですが、何らかの措置がやはり必要になってくるのではないかと。

ここが一番決めどころであるわけですし、1つの考え方としては、今まで支払基金でやる限りにおいては診査料を保険者からとっていたわけですが、発想を転換して、医師というのは全くのプロフェッショナルフリーダムを持っていて、自分であらゆる医療行為を選択でき、何を使ってもいいということになっていますが、高度の自由を与えられている。しかも、それは保険料で賄われているということですから税金みたいなものですね。それで賄われているわけですから、それに対して説明責任があるじゃないか、自分はこういうことをしましたということをはっきりするのは医師の側であると考えられないのか。そういうことになると、むしろ審査を受けるのは医師の方であって、それを受けることによって医師の説明責任を果たしたという構成ができないのかということ投げかけているわけでありまして、それがもしできますれば、例えば紙で出す方に対しては、それを促進するために、紙で見るようになればお金がかかるわけですから、というような促進策でもしない限りにおいては、オンラインは進まない。今は7%程度しか進んでおりませんが、それも要するに磁気媒体であってオンラインではない。この状況を打ち破らないと、先ほど言ったグランドデザインはスタートがそもそもかからない。

というのでちょっとハードな問題ですが、何とか結論に到達できたならばと思っております、今努力の最中でございます。

エネルギー・運輸分野につきましては、第5回のところを見ていただきますと、内航海運に係る参入規制に対して、内航海運業は今まで許可制だったわけですが、これを登録制にするというので、これは国土交通省の方が発案してきたわけでありまして、あそこも要するにしっかり要らないものは要らないというふうにやれるというスタンスができつつあることを非常に喜ばしいと思っております。

強制水先については、今1つ議論がありまして、言葉がわからないのと、イメージーションのときに困るということで議論になっておりますが、言葉のわかる人ならいいではないかとところで落ちつけられるのではないかと考えています。

タクシーの緊急調整地域等の指定ですが、緊急調整地域というのは政治的な関係からつくられたのですが、七百数十ある営業区域の中で270ぐらいが緊急調整地域になって、間もなく日本国中が黄色になってしまうわけですね。これは何のための需給調整の緩和、撤廃かというのはわけがわからないし、国土交通省の方も緊急調整地域になるというと現状監視をしなければいけないということ。全部を現状監視などできるわけがないわけですね。そういう問題から、なぜそんなに増えたのかということ、要するに条件が甘いからだけのことなので、その辺の調整をしていかないとということポイント

トになろうかと思えます。

車高制限及び積載条件は解決しております、アイソコンテナあるいは分割可能なものについては25トンなどという重量制限という問題に対しては大幅な緩和ができると思っています。

高速道路の自動二輪車の二人乗りに対しては、警察も私は感心しているのですが、去年の駐車違反以来大分変わってきて、これは前向きに対応する方向にあるということを申し上げておきます。

これは共通的な問題で、先ほどアメリカもEUも言うておりましたが、もう一つの問題といたしましては、これは書いてありませんが、これからヒアリングをやりますので。これはもちろん電力の全面自由化が2009年でしたか、要するに2007年から検討するというのですが、それでは遅過ぎるということが議論になってまいります。

ガスの自由化につきましても、プロセスをもう少しクリアにすることを議論しようと考えております。と同時に、そういうインフラ事業者、電力、ガス、情報電気通信の3つ、あるいは運輸もその意味では入ってくるわけですが、こういう事業者において最近、例えば電力がガスに入る、あるいはNTTが電気を発電して売る、あるいは東電が情報通信に入ってくるというような業際的な行動が活発になっておりますし、さらにそういう問題で、これはNTTの歴史の中で電気通信事業法というものがそういう中で起こってくる、言ってみるとボトルネックの問題、エッセンシャル・ファンクティリティと言ってもいいですが、ボトルネック設備を持った人たちの参入に対する嫌がらせというのか、そういうことが一番問題になるわけで、それは情報通信の場合には1件ずつ追いながら、事業法の中で解決してきたわけですが、これを事業法の中で見るのか、それとも公正競争のジャンルの中でと考えるのか。公正競争のジャンルとして見るときに、それを公取委だけでやるのか、それとも各所管省庁の中で専門的にやるのか。諸外国を見ますと当然、一般的な独禁政策を持つものと、各分野ごとに競争管理をするものを持っているのがほとんど一般的でありまして、このシステムを、電力の場合はこれからNTTと同じような問題が起こります。起こりますから、そういうシステムを整備しなければいけないのではないかとということが問題になるわけです。

情報通信につきましては、一応今までのところは業法で乗り切って、1つの小康状態に入っているというのが総務省の考えではないかと思いますが、この辺をあわせまして、要するに独禁法という包括的な法律以外に、それぞれのボトルネック独占的なもののある分野における競争監視政策のあり方はどうあるのか。

こういう問題について取り組んでいる最中でありまして、総務省は先ほどの話で、やっとなったシステムで事業法で賄ってしまっているから、というような気分が多いように思いますが、これから何が起こるか分からない分野ですから、業法だけでは処理できない問題、あるいは業法で処理してはいけないような問題も競争政策の中にはあろうかと思えますので、その点について今後詰めていきたいと思っています。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは神田委員、お願いいたします。

○神田委員 私は8ページと9ページの2つのWGですけれども、時間の関係もあると思いますので一言ずつにさせていただきます。

8ページの方、基本ルール・基盤整備WGにつきましては、特に夏以降にWG等を開催しておりませんで、私の方で考え方を整理している段階です。一言だけ申し上げさせていただきたいのですが、その後いろいろ考えたのですけれども、紙で言いますと3.(4)の今後の推進体制の在り方にかかわるのですが、その前提として、括弧書きに書かせていただきましたけれども、この会議が果たしてきた機能をきちんとレビューし評価する作業が不可欠ではないかとだんだん思い始めております。それもきちんとやるということが大事かなと思っています。したがって、それ以外にこれまで考え方を整理してきたものが3.に列挙してありますけれども、それとあわせて今の時点を重視したいと感じております。

次の9ページの法務・金融・競争政策WGですが、これは10月以降ヒアリングを断続的にやっております、重要事項・新規事項等を含めて、例年そうなのですが、非常に多数の項目になっておりまして、50ぐらいになると思うのですけれども、中には難航しているもの、あるいは見通しが立っているもの等いろいろありますが、大体例年どおりのスケジュールで進めたい、また進むであろうと大体のところ感じております。個々の項目についての御説明は時間の関係もありまして省略させていただきますので、御覧いただければと思います。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。高原委員、よろしく申し上げます。

○高原委員 私は、資料の 10 ページと 11 ページの2ページにわたりまして、事業活動円滑化WGの取組状況でございますが、2つのポイントです。御案内のように、1つは検討の方向性、2つ目に取りまとめの方向性、この2点に絞って簡単に御説明申し上げます。

まず1点目の検討の方向性につきましては、今まで申し上げましたように、いわゆる経済を活性化するという観点から個人サイド、そして企業サイドの個別規制改革要望全般を対象とする総合的な対応プロセスの明確化を図ることと、要望事項へのきめ細かい対応に力を注いで活動しております。御存じのように、構造改革特区推進室と協力して、6月と 11 月の2回にわたって「規制改革要望集中受付月間」として幅広く要望を受け付けております。ホームページ(HP)の活用をいたしまして、透明性を担保とした各省との折衝・調整を行いまして、その結果6月分につきましては、67 項目について全国規模での規制改革を決定いたしました。11 月分については、10 月3日に実施を公表し、現在受付を開始したところでございます。

答申に向けた取りまとめの方向性でございますが、2.にございますように、2つの柱を考えております。1つは、6月に行いました規制改革集中受付月間において全国規模での規制改革実行が決定しております 67 項目は、各WGで御検討いただきました成果でございますので、それぞれのWGの中に記載していただく。そして、あわせて事業活動円滑化WGにも再度掲載させていただくというふうに考えております。また、各省との調整過程において、可否を含めて検討を実施する、あるいは結論を得る時期の明確化をするという内容につきましては、各項目で必要と思われる事項について掲載していきたいと考えております。

もう1点でございますが、6月と 11 月の「規制改革集中受付月間」に明確にされました「個別規制改革要望への短期対応プロセス」については、下段の四角の中に記載しておりますが、①の「規制改革集中受付月間」の設定による規制改革要望の集中公募の内容、②はHPなどを活用した関係省庁との調整の公開、③は必要な事項について当会議の各WGを集中的に開催して精力的な審議を行うなど、当会議の有する機能の活用について記載をして、④で要望事項の成否をより早く要望者にフィードバックするという趣旨から、前述の①から③までの過程を概ね4カ月で行いまして、公募から調整完了、すなわち政府決定に至るまでのサイクルの短縮を図った点などを記載する予定でございます。

私からは以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは八代委員、お願いいたします。

○八代委員 私の担当は 12 ページから 14 ページまででありまして、まず、12 ページの構造改革特区・官製市場改革WGにつきましては、7月 28 日の本会議以降は構造改革特区の第3次提案を受けて特区室と共同でやったもの、あるいは規制改革全国要望に関する意見交換ということで、個々の事項について議論しております。

構造改革特区以外につきましては、厚生労働省と労災保険・雇用保険三事業についてヒアリングあるいは意見交換を、第2回の方ですが、やっております。別途、今朝のアクションプランでやりました公共施設・サービスの民間開放について、別途有識者ヒアリングという形でやって、問題のポイントを検討しております。

今後の方向につきましては、特区と引き続き連携を深めていくことと、官製市場関係でありますと、追加5項目のうち2つの公共施設・サービスの民間開放と労働関係保険についてアクションプランと一体化して、細かい点についてはこちらの官製市場についても引き続き意見交換、交渉をしていきたいと思っております。それ以外の点については、教育・福祉分野における経営主体の公的助成の均一化でありまして、1つは、特区で認められた株式会社学校には私学助成金を出さないと文部科学省は言っているわけで、その法的根拠も含めて議論を詰めていくことと、これは特区のmatterであります。都道府県における教育委員会の廃止等についても今後引き続き検討していきたいと思っております。

続きまして、農林水産業・流通WGに関しましては、基本的に3つのポイントで、1つは農地関連の問題、農協問題、最後は多様な経営主体における農業経営の在り方でありまして、今回、農業では農林水産省の方で農業経営基盤強化法の一部改正が行われました。これは事実上、農業経営法人に対する株式会社の出資比率を大きく引き上げるということです。この農業経営法人は、いわば医療の医療法人に相当するものでありまして、医療の方は医療法人に対する株式会社の出資も禁止さ

れているわけですが、こちらの方は従来、1企業当たり 10%の出資が認められていました。これを事実上 50%近くまで引き上げるということで、いわば農業経営法人を通じた株式会社の農業経営の参入が進んでいるわけで、こういう点の詳細について政令等の段階について今後とも議論していくと同時に、農業のポイントは農地にあるということで、農地は単なる規制緩和というより、むしろ農地利用規制の厳格化が重要であり、それによって、いわば転用期待で農地を持っている零細農家のインセンティブを下げることによって専業農家に農地が集まる、そのメカニズムが実は一番大きな農業改革のポイントではないかということでもあります。また、専業農家に土地が集まらなければ、株式会社が参入しても余り効果がないわけでありまして、そういう形からこういう形での農地問題を取り上げるのは、ほかのところでは余り例がないわけで、これについて引き続き重点を置いてやりたいと思います。

農協については、農業をやっている方がある意味で複数の農協と取引ができるというか、そういう競争条件の整備を重点に考えております。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは最後に、残りました分野について事務局からお願いします。

○宮川室長 今日は安居委員と清家委員、八田委員が来られておりませんので、事務局から御説明いたします。

15 ページの国際経済連携でございます。基本的な考え方といたしましては、「ヒト」「モノ」「カネ」の自由な移動という視点から見られて、具体的には「ヒト」の部分で申し上げますと、水際のところのビザ関係の話、具体の海外から来られた方の永住権の問題、これはアクションプランの方でもやっておりますけれども、こういう問題を中心に条件整備の議論をしているところでございます。「モノ」関係でございますが、主として港湾関係の議論に集中しております。既にワンストップサービスで実現しております輸出入港湾手続について、手続の簡素化自身の議論をしようではないかという話と、既に重要港湾ではオープン化されているフルオープン化の議論を地方港湾の方に広げていこうという議論をしております。

投資関連の環境整備としましては、先ほど米・欧からも要望がございました三角合併の話、税の解釈の明確化、新しい会社形態というか事業形態についての議論をしているところでございます。

次の清家委員のところでございますが、16 ページでございます。これにつきましては、まず職業紹介派遣事業の規制緩和でありまして、春のアクションプランで議論がございました有料職業紹介の求職者手数料に関する特に年収要件の撤廃に主眼を置いて議論しているほか、これもアクションプランでも議論がございましたが、派遣事業について既に職業紹介派遣事業で解禁されている事前面接について、これを派遣事業全体に広げていこうという話。労働時間の規制の方でいうと、ホワイトカラーエグゼンプションという米国で導入されているホワイトカラーの適用除外を日本にも導入したらどうかという話、それから年齢制限の話でありまして、これは国家公務員の方でもう人事院勧告が出ておりまして、年齢制限の撤廃という方向で国の方もつき進んできておりますので、このあたりは事業者に対しても説明責任を負わせたらどうかという議論。職業紹介事業・派遣事業に対して監督体制ということでハローワークの正当性というか、このあたりはどうなのだろうか、同業者が同業者を規制するのはどうなのかという話、それから最低賃金制度については地域別最低賃金に加えて一部の産業についての最低賃金制度が導入されておりまして、このあたりの整合化がどうなのだろうか。このあたりの検証を行っているところでございます。

八田委員の住宅・土地・公共工事関係でございますが、これも大きく分けますと4つございまして、1つは不動産関係でございます。これは価格の取引情報の開示で、今、既に3案のパブコメが出ているようですが、こういう価格情報の開示の議論。それと、不動産競売における最低売却価額制度の議論、内覧制度の議論をやっております。アクションプランでも既に出ております借家制度の改善ということで、特に立ち退きの正当事由議論が一番の焦点になろうかと思っております。

都市関連で申し上げますと、日影規制の見直し、去年来から議論がございまして市街地再開発事業の要件の緩和。航空関係では、建物の高さ制限と障害灯の規制緩和。土地収用関係では、自治体任せの土地収容を国の方からも関与するような形にすべきではないかという御意見についての意見交換。鉄道に関する時間差料金制の導入の是非についての議論をやっているところでございます。

今日の午前中にもございましたが、河川・道路関係の占用許可、使用許可の弾力化についての議

論をやっております。

最後は環境絡みでございますけれども、ヒートアイランド対策ということで昨年来からの議論になっておりますが、こういう現象の調査研究と大綱の策定についての議論をやっているところでございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。これで検討状況のすべての御説明をいただいたわけでございます。どの分野でも結構ですから、御質問等も含めまして意見交換の時間に充てたいと思います。

○鈴木議長代理 質問がないようでしたら、皆さんと相談してディスカッションしておきたい件がございます。それは答申の時期の問題ですね。これは行政改革委員会以来何とはなしに12月中旬ぐらいでやってきたのですけれども、これまでやってきて、特に去年の場合、私、思ったのですけれども、決定をして12月にあれして、それから3カ年計画の間に2カ月か3カ月ぐらいの間があるわけですね。この期間は何のためということになると、私も大分経験したのだけれど、しまったという側……しまったはお互いさまなのですけれども、しまった側の反抗というのか、要するに巻き返しの時間に利用されることもありますし。

そういう点もありますので、果たして決めたら一気呵成に3カ年計画ということの方が、いたずらな紛争、問題が起こらないのではないかと、そういう問題認識も1つはあるという問題。それと、もちろんそれぞれで精査はあろうとは思いますが、例えばアクションプランについても、それはさきの第1次のもの取り決めもやっていかなければいけないわけですね。それはかなりハードなものを持っている問題で、例えば私は、一番大きなのは医薬品のコンビニでのあれですけれども、厚生労働省も真摯に対応していただいていると思っておりますが、なんか少し気になる点も起こってきているというのが正直なところ。それとスタートしてから、4月からやって、総合規制改革会議になるまでは4月から入念にヒアリングをやって、論点公開をやって、さらに打ち合わせをしてというので、十分詰め切ってやってきたのだけれど、今年も、正直言って私のところは誠に申し訳ないけれども、要するに聞きたいのにヒアリングはまだ終わっていないという問題があるんですね。

そういう点も考えますと、果たして12月納期ということで満足できるものができるのかと。大体11月のこのころはそういうことをいつも気にするものでして、しゃにむにやっているという決まるものというのが8年の経験ですけれども、9年目もそうなるかどうかはちょっと見えてこないという点もあるので、1つの案ですけれども、要するに12月中には主立ったものは必ず結論を出すことを大前提において、しかし必ずしも12月に出すのに適しないものもあるわけですね。例えば、先ほど神田委員が言っておられたけれども、出すか出さないかは別問題として、ネクストの問題は一体いつ出したらいいのか。臨調の経験によると、行革審をつくれといたら3月に入ってから言っているわけですし、そういうこともあるし、もう少しということもあったときに、二段構えの答申があってもいいのじゃないか。もちろん、だからというのでイージーに流れて二段の方に流れ込むということはなされるわけもないし、私もする気は毛頭ない。しかし、斬新をとどめつつというのが起こるとするならば、なにも一段だけにしなくてもいいのではないかと気がするふつとするものですから、皆さんはどうお考えになるのかということをお伺いしたい。

○高原委員 今の鈴木議長代理の考え方に私も賛同するのですが、その理由は、この規制改革会議も3月いっぱい最終になりますし、12月で全部答申がまとまるかという、我々も11月のもみじ月間などでまとめている分についてはぎりぎり、時間的に十分決まらないということもあるのじゃないかと思ったりしまして、そういう意味では最後の最後まで改革の案については、この会議の意義としても、2月なら2月に入れ込むということも考えたらいいのではないかと思います。

○八代委員 私鈴木議長代理の考え方はもっともだと思いますが、注意しなければいけないのは、仮に2つに分けたときに、我々ではなくて各省の方から、なにも12月に決める必要はないのではないかとということで全般的に後れてしまう危険がある。医薬品の場合も12月に結論を出すと決めてあるわけですから、あれは絶対にやらなければいけない。また、やらないとどうなるかわからないので、ですから2つに分けるとときにはあくまで原則12月、例外2月か3月ということで、例外のものはそれなりの例外の根拠を示す。鈴木代理がおっしゃったように、後継組織の在り方等の議論は今までのものとはちょっと違うのではないかと。高原委員がおっしゃった11月のもみじ月間のものを12月にいきなり決めるのも無理ではないかという明確な理由があって後らせるべきであるというものだけを、例えば第4次答申というのかわかりませんが、2月ないし3月に出して、それ以外のものは従来どおり12月で切った方が

いいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○神田委員 私も基本的に、今年が最後でもありますし、先ほど鈴木議長代理がおっしゃったようなお考えでいく方がいいように思います。八代委員がおっしゃったこともごもつともでして、私が担当しているWGにつきましても、法務・金融・競争政策は12月にやるのだということでやらないと、八代委員がおっしゃったように、かえってやらせたいところもあると思いますので、そこはどういうふうにかちんと事前に切り分けられるのかどうかはよく詰めてみないと、どちらかにいくであろうというのは明らかかなものはあるのですが、わかりませんけれども、八代委員がおっしゃったように、大体12月原則で、性格的あるいは内容的、その他の理由のものは無理に12月にやらなくても、そういうものについては、最後ですので答申というのでしょうか、そういうものを2月とか3月に出す考え方は極めてもつともなように思います。

○宮内議長 二、三カ月の間に答申を2つ書くということになると、外から見てもちょっとどうかなというところはあるかもしれませんが、趣旨としましては、12月までできるものは必ずやり切る、しかしながら我々の会議は3月末まであるのだから、また最後まで積み残しの部分、あるいは最後にしか言えない部分については、何らかの方法でまとめていくというようなことなのかなとお聞きしていたのですが、方向性としてはそんなところでしょうか。

○鈴木議長代理 それはそうでしょうね。八代委員がおっしゃるのもごもつともで、要するにぎりぎりになって、朝になると日が明けるように……しめて次第にお互いが覚悟のほどを決めるというのが本当のところとして、労使交渉のようなものです。だから、そういう意味ではきちんとしておかないということだけれど、性格上のものと、もう少し関係者の説得云々というのでこずるものが仮にあるとするならば、すべてが終わりではないかということ……。それももちろん説明責任あり、なぜだということで、それが合理的で、それがさらに規制緩和のためによりよいのだということがなくてはいけない。単純なサボりは認めない。これは当たり前なことであって、そうでない部分があることがありますので、例えばそれをやりたい官庁が、例えば相手業界に対する説得だとか、そういうものに時間がかかるケースもあり得るわけですね。その辺はそういうので、起こるのか起こらないのかわかりません……さっきも言ったけれども、大概そういうことを心配して最後のときには、要するに時間詰まりだということで覚悟するのが今までだったから、多分うまくいくのだろうとは思いますが、今回はちょっとセーフティネットを少し張っておいた方がいいんじゃないかなという予感がするものですから、皆さんの意見を聞いたわけです。

○宮内議長 それでは、具体的なもっていき方は少し議論しないといけないかもしれませんが、基本的には例年どおり年末にかけてできるだけのことをやる、しかしそれはすべての終わりではない。委員の皆様方は3月末まで働いていただくということで、さらに果実を求めるといってもあり得る。そういう了解でよろしゅうございましょうか。

それでは、そのような形で考えさせていただくことにさせていただきますと思います。

それでは、今日の検討の状況を踏まえ、次回、今月末の本会議で、年末にまとめようとしております答申全体の素案審議をお願いしないといけない状況になってきております。そして、来月初旬をめどに再度案文審議、中旬には答申というスケジュール的に一番あわただしい期間になってまいりまして、短い期間の中でできるだけのことを取りまとめていくということでございますので、皆様方にはこれから大変プレッシャーがかかってまいりましてでございますけれども、よろしく願い申し上げます。

特にあとございませんでしょうか。

それでは、事務局から何かございましたら。

○宮川室長 次回でございますけれども、11月26日10時～12時の2時間をとってございまして、今、議長から御案内がございました素案審議ということで、WGによりましては素案を既に各省と調整を始めているWGがあるかと思いますが、ファーストドラフトということで、本会議として第1稿を皆様で御確認いただくというプロセスを26日に踏みたいと思っております。よろしく願いいたします。

○宮内議長 それでは、それまでにアクションプランWGもございまして、いろいろご苦労さまでございますが、よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会させていただきます。ありがとうございました。